

ただいま上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

先月28日、宇都宮地方裁判所におきまして、平成29年3月27日に発生しました那須雪崩事故に関し、国家賠償法に基づき県に賠償を命じる判決が言い渡されました。

県といたしましては、今回の判決内容を厳粛に受け止め、裁判所の判断を受け入れることといたしました。

那須雪崩事故につきましては、前途のある高校生7名と教員1名の尊い命が失われた、あってはならない大変に痛ましい事故であり、事故発生から6年以上が経過しましたが、亡くなられた方々の無念さ、最愛の家族を失われた御遺族の悲しみに思いを致しますと、今もなお、<sup>つうせき</sup>痛惜の念に堪えません。

今回の事故を忘れることなく、その反省と教訓を継承し、二度とこのような痛ましい事故を起こすことのないよう、教育委員会とともに、全ての学校教育活動における児童生徒の安全管理の徹底と安全教育の充実に取り組んで参る所存であります。

今回の補正予算は、この度の判決を受け、御遺族も控訴されない方針であるとのことから、損害賠償に要する経費について対応することとして編成したものであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は3億8,000万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は9,893億5,131万円となります。この財源といたしましては、繰越金を充てることといたしました。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。